

2-8 その他

2-8-1 知的財産

分子科学研究所では、特許出願、特許権の帰属等に関する実質的な審議を行うため、知的財産委員会を設けている。委員会は、概ね各領域から教員 1 名、国際研究協力課長、財務課長に加えて、外部委員 1 名から構成されている。この分子科学研究所知的財産委員会での議決を機構知的財産委員会に諮り、機構として特許出願等を行うことになる。法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり、独創的な技術や物質開発に対する権利が相応に保証されるシステムが確立してきたことと知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたこともあって、研究所に於ける特許申請件数は増加の傾向にあったが、このところ横ばい状態にある。内容は、基礎研究から生まれた新しい材料（触媒、NMR 用パイセル）、新しい有機合成法の開発、マイクロチップレーザの開発など多岐にわたっている。この中には、企業との共同出願も含まれている。これらを基にした企業との共同研究も盛んであり、基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。平成 20 年度の発明件数は、個人有としたもの 0 件、機構有としたもの 12 件（実出願 9 件）、21 年度は、個人有 0 件、機構有 7 件（実出願 7 件）であった（22 年 2 月 3 日現在）。

2-8-2 実験棟改修

創設期に設計された実験棟は、20 年を経た頃から研究所の新しい研究展開と共に様々な問題に直面し、配線配管や循環水システムを初めとする各種インフラの大幅な改修の必要性が生じたため、平成 10 年度より施設整備費補助金に 12 億 9 千万円の予算請求を行ってきたものの、バブルの崩壊に伴う予算の緊縮もあって長年現実のものとはならなかった。実験棟の耐震化という観点からの予算要求に変更したが、実験棟は他の大学や基生研の建物に比べて IS 値が低くなく、21 年度の概算要求では「卓越した研究拠点形成」に向けた改修ということでようやく北半分の工事が認められた。平成 10 年度の概算要求にあたっては、施設課はもとより、研究所の多くの技術職員や秘書の皆様の献身的なご努力があり、短期間で全図面を用意する事が出来たことが思い出される。

実験棟改修では耐震補強を行うのみでなく、これまでの実験棟が抱えていた水漏れ、排気、実験室内の異常高温による空調の非効率性等多くの問題を解決すべく工事が行われた。まず、5 階部分及び西側廊下は夏の温度上昇が極めて大きく、冷房コストなどエネルギー的な観点からも大きな問題となっていた。また、窓のサッシは変形がひどく非常時の開閉が出来ない状態であった。この為、改修後は 2 重サッシと熱線や可視紫外域の一部を通しにくい特殊な窓ガラスを採用して、余分の太陽光加熱を防ぐようにしている。また、屋上に芝生マットを敷き、植物を通した水の吸収蒸散による建物の温度制御もエネルギー消費の低減の為に導入されている。1 階の南西部分は、磁気共鳴や低温実験に対応した床・天井シールドを施し、高さスペースにも工夫がされている。地下はレーザー実験や電子顕微鏡の利用に特化されている。また、化学合成実験は、5 階及び 4 階の一部に限られているが、排気設備の関係で南側に集中される。特に大きな変更点は、5 階の北東側の 5 スパンを居室部分として改装したことであろう。これまで廊下であった東側部分を居室部分、つまり、眺望の良いデスクスペースとして改造し、オフィスとしても活用される。この為、新しい廊下は建物中央に配置され、廊下との仕切りにはガラスを通して自然光が注ぐようになっている。廊下や扉、壁の色も明色系を採用し、ひと味違う雰囲気を作っている。

22 年度には南側部分の工事が行われる。一度は二期工事が延期されるとのアナウンスがされたため、計画が狂ってしまったグループも多いが、2 年で工事が終わった後はより快適な空間での仕事が可能となるであろう。今後の 30 年間の分野の変遷にも対応出来る改修であることを期待している。